

令和4年大崎上島町議会（第1回）定例会会議録（第2号）

1 令和4年3月11日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

9番	上青木 至	1番	閑田大祐
----	-------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川野義彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	高田幸典	副町長	望月邦彦
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	池田真二	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
上下水道課長	河田昭司	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1	諸般の報告
第 2	施政方針
第 3	議案第34号 大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて
	て
第 4	議案第35号 損害賠償の額の決定について
第 5	議案第 1号 大崎上島町附属機関設置条例について

- 第 6 議案第 2 号 大崎上島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 3 号 大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 4 号 大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 5 号 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 6 号 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 7 号 大崎上島町子育て支援手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 8 号 大崎上島町沖浦漁港観光物産館条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 9 号 大崎上島町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 10 号 大崎上島町町民プール条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 36 号 大崎上島町乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 11 号 町道の路線認定について
- 第 17 議案第 33 号 工事請負契約の締結について
- 第 18 発議第 3 号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議案

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議会改革調査特別委員会委員長に尾尻康二議員、副委員長に浜田幸造議員が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、施政方針を行います。

町長から施政方針の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（高田幸典君） 令和4年第1回大崎上島町議会定例会におきまして、令和4年度当初予算をはじめ諸議案の審議をお願いするに当たり、最近の諸情勢の報告と町政運営の基本方針を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、国の基本姿勢でございます。

令和4年度の岸田首相の施政方針では、信頼と共感の政治姿勢を堅持しつつ、次の8項目を推進するとしている。

1つ、新型コロナに打ち勝つことに全身全霊で取り組む、2、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現、3、気候変動問題への対応、4、全ての人が生きがいを感じられる社会の実現、5、地域活性化、6、災害対策、7、外交・安全保障、8、憲法改正。

次に、広島県政の基本方針です。

「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」に掲げるそれぞれの欲張りなライフスタイルの実現を目指し、令和4年度も引き続き県民の挑戦を後押しする取組や、広島県の特性を生かした適散、適集な地域づくりに資する取組を推進するとし、施策、取組を貫く視点としてデジタルトランスフォーメーションの推進やひろしまブランドの強化、生涯にわたる人材育成を図ることによって、それぞれの取組を加速していくとしている。

次に、本町を取り巻く諸情勢と町政運営の基本方針。

新型コロナウイルス感染症が発生して2年が経過しましたが、いまだ終息の気配がありません。

現在、本町をはじめ広島県の全域を対象としたまん延防止等重点措置地域の指定は3月6日をもって解除されているものの、いまだ予断を許さない状況にあり、外出機会の削減など感染防止対策が求められるなど、社会経済活動並びに住民生活に大きな影響を与えています。

現在、3回目の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を、医師会のご協力の下行っており、早期に接種が完了するよう努力しているところです。

諸施策の推進に当たっては、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算並びに追加提案予定の令和4年度第1回補正予算の着実な執行により、町の第2次長期総合計画で定めた「海景色の映えるまち～地域資源を活かした理想郷の実現～」を目指し、健康でいきい

きと暮らせる町、活力ある地場産業の育成、安心・安全に暮らせる町、教育の島構想の推進の4つの施策を重点に取り組んでまいります。

これらの施策に取り組む前提として、SDGsの理念を踏まえ、DXの推進並びにカーボンニュートラルなど、持続可能な社会の実現を目指した取組を進めてまいります。

まず初めに、健康でいきいきと暮らせる町です。

新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年度3月補正予算で、町内4診療所においてPCR検査が可能となるよう機器の整備に要する費用を予算措置するとともに、感染に不安を持つ住民用に抗原検査キットを町で確保しているところです。

これらを活用して、新型コロナウイルス感染症の早期発見と不安の解消及び感染拡大防止に努めてまいります。

昨年、一昨年の2年間、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の流行が重なることを避けるために、高齢者、子供、妊婦のインフルエンザ予防接種を無償としてきましたが、4年度も無償化を継続いたします。

高齢対策では、高齢者が健康で生きがいを持って生き生きと暮らすまちづくりを目指し、百歳体操、脳生き生き教室、社会福祉協議会主催のサロンなどの介護予防事業及び保健指導事業や特定健康診査等による生活習慣病対策並びに配食サービス事業など、様々な事業を実施してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおりの事業展開が困難な状況にありますが、わくわく元気ポイント事業を活用するなど工夫を凝らし、参加者をさらに増やす取組を進め、健康寿命の延伸を実現いたします。

障害者対策では、旧大崎幼稚園園舎を活用した放課後デイサービス事業が実施されています。利用者が増加しており、事業が定着するようサポートしてまいります。また、障害を持たれた方の島外事業所への通所及び通勤費用の助成を継続します。

子育て施策では、幼稚園、認定こども園の給食費の無償化など、様々な取組を進めてまいりました。町独自施策である子育て支援手当、就学前まで1人月額5,000円を月額1人6,000円に拡充するとともに、医療費助成制度の対象を中学生から高校生までに拡大し、子育て世代を支援してまいります。

また、役場木江支所に母子包括支援センターを開設し、産前、産後、育児に対する切れ目のないサポートを行っていますが、産後ケアに重点を置き、宿泊型、訪問型の相談並びに子育て支援アプリの導入による情報提供やオンライン相談を新たに行い、サポート体制

の充実を図ります。

2つ目に、活力ある地場産業の育成です。

持続可能なまちづくりには、農業、漁業をはじめとした地場産業の振興が大変重要であります。

農業では、県営大崎東地区畑地帯総合整備事業（中野地区）が終了しますが、引き続き平たん地農業を推進することとし、新たな農地の整備に向けた検討に着手するなど、就農者の規模拡大と新規就農者の育成に努めてまいります。

有害鳥獣対策では、ここ数年イノシシの捕獲数は減少傾向です。猟友会によると、絶対数は減っていると思われるとのことですが、民家近くへの出没情報は数多くあり、引き続き対策を進めてまいります。

漁業では、沖浦漁港観光物産館を魚の加工、販売ができる施設に改修し、漁業振興並びに観光物産館としての機能向上を図ります。

また、豊かな海を取り戻し、漁業振興に資するとともに、二酸化炭素を吸収し地球温暖化対策にも貢献するアマモの増殖事業に取り組む団体を支援してまいります。

商工振興では、商工会との連携により小規模企業助成金制度等を継続し、就業並びに新たな事業展開を支援してまいります。

新規事業として、季節ごとに人手不足の事業所等へ人材派遣を行う特定地域づくり事業協同組合を創設する団体を支援し、事業所等の人材確保とU I J ターン者の受皿づくりといたします。

また、サテライトオフィスを活用した事業者誘致に引き続き取り組みます。

これまで、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者を支援するため、地域振興券の発行等、様々な施策を展開してまいりました。

今後も、国、県の動向を見極めながら、景気対策事業を補正予算等での確かつ迅速に取り組んでまいります。

観光振興では、町の観光スポットの一つである大串キャンプ場の整備に着手し、魅力ある施設として整備を進めてまいります。

また、ふるさと納税制度を活用し、町の活性化に資する活動を行う団体を支援する制度を創設します。

3として、安心・安全に暮らせる町です。

地球温暖化等の影響で、いつ大規模災害が起こるか予断を許さない状況にあります。地

域浸水対策として、町内各所の排水機や樋門の管理を徹底します。また、向山地区の浸水対策に着手するとともに、その他浸水被害想定地域における新たな浸水対策の検討を行います。

令和3年度から着手した各地区の集会施設に太陽光パネルと蓄電池を設置する事業については、新たに5か所に設置し、非常時の避難所としての機能強化及び各区の電気料金負担の軽減並びに二酸化炭素排出削減による環境問題への取組を推進します。

公営住宅では、老朽化した柿の浦住宅の建て替え工事に着手し、令和5年度の完成を目指します。

公共交通では、町民がより利便性の高い移動手段を確保できるよう、おと姫バスのオンデマンド運行、乗車予約に応じた運行の実証実験を行います。

持続可能な社会構築に向けて二酸化炭素の削減が課題となっています。本町においても、課題解決に向けて公共施設での排出削減に努めていますが、ゼロカーボンに向けて事務事業編の改定並びに区画施策編の策定を行います。

令和4年度取組として、先ほど述べました地区集会所への太陽光パネルと蓄電池の設置及びグラウンドの夜間照明並びに大崎上島文化センターの照明をLED化します。また、本庁舎に急速充電器を設置し、来るEV社会に備えます。

4番目に、教育の島構想の推進です。

義務教育では、学習支援教諭、教育補助員を配置し、きめ細やかな指導体制の下、児童・生徒の健やかな成長を実現します。学校では、児童・生徒1人1台の端末配備及びWi-Fi等ネット環境の整備が完了しています。

今後、光ファイバーの敷設替えが順次進むことにより、超高速情報通信が可能となります。教育情報化コーディネーターを活用し、GIGAスクール構想の実現を図ってまいります。

大崎海星高等学校の魅力化事業は、ご当地！絶品うまいもん甲子園全国大会準優勝、令和3年度キャリア教育推進連携表彰最優秀賞受賞と成果を出しており、引き続き支援してまいります。

町内には、町立、県立、国立と多様な学校があり、児童・生徒、学生が交流する機会を創出し、町の活性化を図ります。

社会教育では、新たなスポーツとして町民誰もが楽しめるゆるなスポーツを研究し、活力あるまちづくりを目指してまいります。

以上、本町を取り巻く諸情勢と令和4年度の町政運営の基本方針並びに主要施策について概要を申し上げました。

次に、令和4年度当初予算の概要について申し述べます。

先ほど申し述べました、挑戦への基本方針と主要施策を反映させた令和4年度の一般会計予算の総額は73億7,889万5,000円で、前年度比1億8,856万6,000円、2.5%の減となっています。

歳入では、交付税検査に基づく精算による地方交付税及び公営住宅建設に伴う国庫支出金が大幅増となる一方、町税及び町債並びに財源調整としての基金繰入金が大幅に減少しています。

歳出では、土木費、公債費が増となる一方で、事業終了により衛生費、消防費が減となっています。

今後も厳しい財政状況が続くと見込まれることから、中・長期的な視点に立ち財政健全化に取り組む一方、住民の皆様とともに協働のまちづくりを進め、住民の皆様が健やかに安心して暮らせる町、活気あふれる町を目指し、全力で町政運営を行ってまいります。

議員各位におかれましては、令和4年度当初予算案をはじめ諸議案について十分審議していただき、適切にご決定をいただきますようお願い申し上げます。

令和4年3月11日、大崎上島町長高田幸典。

○議長（信谷俊樹君） これで施政方針を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第34号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件は地方自治法第117条の規定により、浜田幸造議員の退席を求めます。

浜田議員、退席をお願いします。

〔4番 浜田幸造君 退席〕

○議長（信谷俊樹君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第34号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

監査委員2名のうち1名は、地方自治法第196条第1項の規定により議会議員の中から議会の同意を得て選任することとなっております。

本案は、3月4日をもって議会選出の監査委員信谷俊樹委員が辞職されたので、後任の

監査委員に町議会議員浜田幸造氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和4年3月11日から令和7年3月31日までとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第34号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定されました。

浜田幸造議員の入場を許します。

〔4番 浜田幸造君 入場〕

○議長（信谷俊樹君） ただいま大崎上島町監査委員に選任されました浜田幸造議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いいたします。演台にお進みください。

○4番（浜田幸造君） 失礼します。

ただいま監査委員に選任されました浜田幸造でございます。これから3年間、監査委員を務めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第35号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第35号損害賠償の額の決定について提案説明を申し上げます。

本案は、交通事故による損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容は、令和3年12月24日、木江5028番地2地先路上において、本町職員が公用車を運転中に停車中の相手方所有の車両に衝突して損傷させたもので、車両の修理費等に要する費用43万2,179円を損害賠償額として相手に支払うものでございます。

なお、損害賠償額については保険によって支払うものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第35号損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第1号大崎上島町附属機関設置条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第1号大崎上島町附属機関設置条例について提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の適正な管理を行うとともに、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職の任用根拠の適正化を図るために必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

詳細については、総務課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 大崎上島町附属機関設置条例の詳細について説明いたします。

普通地方公共団体が附属機関を設置する場合は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律または条例に基づくことが必要で、また同法第203条の2第1項の規定により、普通地方公共団体は第2号の特別職に対し報酬を支払わなければならないこととなっております。

しかしながら、本町における各種委員会、審議会、協議会等において、その活動内容等を鑑みて附属機関に該当すると判断できるものを条例ではなく要綱等で設置し、またその構成員に報酬ではなく報償費を支出している事例が見受けられます。

そのため、委員会等の活動内容を鑑みて附属機関として位置づけることが適切であり、かつ法律または他の条例において設置の規定がないものについて、本条例において設置根拠を規定するものです。

条例の概要ですが、第1条で趣旨を、第2条で附属機関の設置についてを、第3条で附属機関の所掌事務を、第4条で委任についてを定め、施行期日は令和4年4月1日としております。

次に、制定内容ですが、法律または他の条例に設置根拠のない委員会等について、大崎上島町職員交通事故処理委員会等町長部局の13機関、大崎上島町教育支援委員会等教育委員会部局の6機関を、常設的な附属機関として別表第1に規定し、短期的な附属機関については個々の案件ごとに本条例の改正を繰り返すことは効率的でないことから、附属機関の設置が想定される委員会等を、類型化された附属機関として別表第2に規定しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これで議案第1号大崎上島町附属機関設置条例についてをお諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第2号大崎上島町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第2号大崎上島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等が行われることから、条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、デジタル社会形成整備法附則第2条の規定による廃止前の法律の規定を引用している箇所について所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は令和4年4月1日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより議案第2号大崎上島町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第3号大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第3号大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、有期雇用労働者の育児、介護休業取得の緩和措置が講じられたことから、条例の一部について所要の改正を行うものです。

詳細については、総務課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

国家公務員の育児休業等に係る緩和措置を踏まえ、地方公務員についても地方公務員法

第24条第4項に規定する権衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずることが求められていることから、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び育児休業の取得に対する勤務環境の整備に関する措置等を義務づけることを行うなど、所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、育児休業及び部分休業の取得要件の緩和を図るため、第2条に規定する育児休業をすることができない職員及び第20条に規定する部分休業をすることができない職員について改正し、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図るため、第21条で妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等を、第22条で勤務環境の整備に関する措置についてを新たに規定するものです。

なお、施行期日は令和4年4月1日としております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第3号大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第4号大崎上島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第4号大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、条例第2条で規定する附属機関の委員報酬の額について、町外に所在する法人等に属する学識経験者等の報酬額を加算するため、条例の一部について所要の改正を行うものです。

改正の内容は、別表中の区分、法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員、その他の構成員、その他の委員等の備考欄に、町外に所在する法人等に属する学識経験者の場合は、日額に6,000円を加算した額を加えるものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第4号大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第5号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第5号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

令和3年8月10日に、人事院より国家公務員の特別給改定の勧告があり、その内容は、特別給について公務員と民間の支給割合を比較した結果、民間が公務員の支給割合を下回っていることから、民間の支給割合に見合うよう引下げることにしたもので、本町においても人事院勧告に準じ特別給の改定を行うことといたしました。

主な改正内容は、特別給について人事院勧告と同様に支給月数を一般職等は0.15月分、再任用職員は0.1月分引下げるもので、公布の日から適用することとしております。

詳細については、総務課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

改正内容は、特別給については民間の支給割合に見合うよう、支給月数を一般職等は0.15月分、再任用職員は0.10月分引下げることにし、民間の支給状況等を踏まえ、引下げ分を期末手当の支給月数に反映することとしたもので、年間の総支給月数は一般職等の期末手当は2.55月から2.40月と、再任用職員の期末手当は1.45月から1.35月となり、勤勉手当は一般職等は1.90月、再任用職員は0.90月で変更はなく、合計では一般職等が4.45月から4.30月に、再任用職員は2.35月から2.25月となります。

期末手当の6月期と12月期の支給月数については、令和4年度からは6月期と12月期ともに一般職等は1.2月と、再任用職員は0.675月となりますが、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額については、令和4年6月期の期末手当から減額調整することとしております。

勤勉手当については、6月期と12月期ともに一般職等は0.95月分、再任用職員は

0. 45月分で、支給月数に変更はありません。

また、月例給については公務員と民間給与との格差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改正が困難であることから月例給の改正を行わないこととされているため、本町においても改正を行わないこととしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第5号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第6号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第6号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する

法律が平成30年4月1日に施行され、国民健康保険は平成30年度から都道府県が保険者に加わり、財政運営の責任主体となり、同一の所得水準、世帯構成であれば、県内どこに住んでも同一の保険税となるよう6年間の激変緩和措置期間を設けて、将来的に統一の保険税率を目指しているため、令和4年度においても税率の改正を行うとともに、その他未就学児に係る均等割額の軽減措置の追加等、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は令和4年4月1日としております。

詳細については、税務課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細について説明いたします。

平成30年度からの国民健康保険においては、県は安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、市町は引き続き資格管理、保険給付、保険税の決定、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を担っています。

県は、国から示された算定方法により、県全体の保険給付費の推計額から公費を除いた保険税の収納必要額にその他の費用を加算及び減算して調整した後、各市町の所得水準並びに被保険者数及び世帯数により按分した、市町ごとに集めるべき保険税額と標準的な保険税率を決定しています。

このたび県から決定されました集めるべき保険税額を基に、標準的な税率を参考に国の試算システムで算定した結果、税率の引上げが必要となり、改正を行うものです。

なお、6年間かけて徐々に緩やかな伸び率となるよう、平成30年度から令和5年度までの激変緩和期間が設けられていますが、毎年2%ずつ減率してきた資産割は令和4年度から廃止となります。

改正内容としましては、医療保険分は所得割は据え置いて6.7%に、資産割を廃止に、均等割を700円上げ2万6,000円に、平等割を100円下げ1万7,000円に、後期高齢者支援分は所得割を0.1%上げ2.5%に、資産割を廃止に、均等割を1,000円上げ1万円に、平等割を900円上げ7,000円に、介護納付分は所得割を0.1%上げ2.1%に、資産割を廃止に、均等割を800円上げ1万1,000円に、平等割を900円上げ6,000円とするものです。

また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法

律の中で、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置が講じられていることに伴い、世帯区分により未就学児1人について医療保険分は3,900円から1万3,000円、後期高齢者支援分は1,500円から5,000円の範囲内で減額するものでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第6号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第7号大崎上島町子育て支援手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第7号大崎上島町子育て支援手当支給条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、本町独自の子育て支援施策である子育て支援手当の支給額を拡充することとし、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、第4条において規定する乳幼児1人についての手当の月額5,000円

を6,000円に引上げるものでございます。

なお、施行期日は令和4年4月1日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） これと、この後出てくる乳児医療のこともそうなんですけども、この辺の関係のことについて、私もう随分前からこういうことをやるべきであろうということをお願いしてきたつもりです。今回、このような条例改正が行われるということで、これについて異論があるわけではありませんが、1つだけただしておきたいんです。

子育て支援、今各自治体もろもろどこでもやっていることなんですけども、この子育て支援支給手当もそうですけども、うちの町独自の単町費で賄っているもので、よそではやっていたりとか、他の自治体と比べても優れているというか、進んでいる子育て支援であろうと思います。そういったことをしっかりPRしながら、子育て支援のしっかりした町というところで若い世代を呼び込んだりとか、そういう施策につなげていくべきだろうということを常々申し上げてまいりました。

今回、例えばこれの後で出てきます乳児医療の関係のことに関して言いますと、他の市町と比べて逆に遅れをとってきているから慌てて改正するものなんですよね。どうしてもっとしっかり前向きに、今子供を抱える世帯の数なんて知れてるんですよ、うちの町。予算規模としてもそんなに大きなものじゃないと思うんです。うちの町は県内で一番のことをやってるんですよというような、堂々とPRできるようなことをどうしてもっと早くやらないんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 閑田議員の質問にお答えします。

子育て支援策が遅れていることですが、他の市町と比べていろいろ劣っているところもあり、また他の市町よりいいところもあると認識しております。

今後、閑田議員さんがおっしゃられたように、子育て支援策につきまして検討していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） すいません、ちょっとそごがあるといけないので。

今さっき言ような乳幼児医療、この後の分です。この後の議案で出てくる条例のところの部分については他の市町より遅れをとっていたということで、この子育て支援手当が遅れているとかそういうつもりではありません。全体が遅れているということではないんですけども、要は他の市町よりうちは率先してこういうことをやってるんですよっていうことを、もっとしっかりPRできる環境づくりをしましょうということで受け止めていただければ結構です。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員に申し上げますけれども、出てきてないことを先に言われても皆さん分からないので……。

○1番（閑田大祐君） すいません。

○議長（信谷俊樹君） 要らんことは言わんようにお願いします。

○1番（閑田大祐君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかにありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第7号大崎上島町子育て支援手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、議案第8号大崎上島町沖浦漁港観光物産館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○議長（信谷俊樹君） 議案第8号大崎上島町沖浦漁港観光物産館条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、沖浦漁港観光物産館改修工事により新たに整備した調理室の使用料の額を定めるため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、第4条で定める別表において新たに調理室の使用料の額を規定するとともに、その他表中の規定の整理を行うものです。

なお、施行期日は令和4年4月1日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第8号大崎上島町沖浦漁港観光物産館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第9号大崎上島町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第9号大崎上島町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、施設の老朽化が著しく、使用実績及び今後の使用見込みのない木江小学校グラウンド夜間照明の用途廃止を行うべく条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、第2条の施設の名称及び位置、第6条で定める別表から木江小学校グラウンド夜間照明を削除するものです。

なお、施行期日は令和4年4月1日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 木江小学校の夜間照明の撤去についての条例を提案されておりますけれども、コン柱とかが今度危険物になりますけれども、その点、撤去するかどうか計画されておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 浜田議員の質問にお答えします。

今の木江小学校の夜間照明は、照明器具、そして配電の関係の器具を全て撤去して支柱だけになっております。支柱につきましても、この条例が通った後、撤去に向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 危険物になりますので、課長が言うように今後撤去する方向で進めてください。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 答弁は要りませんか。

○4番（浜田幸造君） いいです。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第9号大崎上島町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第10号大崎上島町町民プール条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第10号大崎上島町町民プール条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、施設の著しい老朽化により維持管理が非常に困難な状況にある木江プールの用途廃止を行うべく条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、第2条で定めるプールの名称及び位置から木江プールを削除するものです。

なお、施行期日は令和4年4月1日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第10号大崎上島町町民プール条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第36号大崎上島町乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第36号大崎上島町乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、現在県の補助制度に加えて町独自施策として中学校卒業までとしております本町の乳幼児等医療費支給制度について、子育て支援施策のさらなる拡充を図るため高等学校卒業まで引上げることとし、条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、第2条第1項第1号及び第3条の2第1項において規定する支給対象の終期を、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から、満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者に改めるものでございます。

なお、施行期日は令和4年4月1日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第36号大崎上島町乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第16、議案第11号町道の路線認定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第11号町道の路線認定について提案説明を申し上げます。

本案は、町内に存する道路2路線を新たに町道に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

町道として認定する道路は、東野垂水区内の町道咽口4号線及び東野白水区内の町道花條線で、2路線ともに道路に住宅地が連続して面しており、生活道路として利用していることから、町道として認定するものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第11号町道の路線認定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第17、議案第33号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第33号工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、大崎上島町契島海底光ケーブル整備事業の工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものです。

この工事については、2月18日に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により西日本電信電話株式会社と契約金額2億7,995万円で仮契約を締結しております。

工事の概要は、現在民設民営方式により整備中の超高速情報通信網整備事業の対象外となっている契島地域について、町が事業主体として国の補助金を活用し800メートルの海底ケーブルを敷設することにより、町内全域での超高速情報通信を可能とするものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第33号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程18、発議第3号ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議案を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

水橋直行議員。演台にお願いします。

○7番（水橋直行君） 発議第3号ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議案。

上記の議案を、大崎上島町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年3月11日、大崎上島町町議会議長信谷俊樹様。提出者、大崎上島町議会議員水橋直行。賛成者、同上閑田大祐、同上森若 徹、同上渡辺年範、同上浜田幸造、同上尾尻康二、同上進藤雅通、同上森 ルイ、同上上青木 至。

決議文の朗読をもって趣旨説明にいたしたいと思います。

朗読します。

ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議。

ウクライナをめぐる情勢について、我が国を含む国際社会が緊張緩和と打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、令和4年2月24日には、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、さらにプーチン大統領による核兵器の使用を示唆し他国を牽制する行為は、国際社会の平和と秩序、

安全を脅かし、国連憲章や国際法に違反する行為であり、断じて容認できない。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権、領土の一体性を侵害し、武力行使を禁ずる国際法の深刻な違反で、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。核兵器の使用も示唆しているこのようなロシアの力による侵攻行為は断じて認められず抗議するものである。

大崎上島町議会は、日本国憲法に上げる平和主義の下、ウクライナの主権、一体性、独立を尊重し、国際社会の恒久平和を訴えつつ、日本政府が経済制裁や人道支援において国際社会と一致した措置をとることを支持する。

ロシアの軍事的暴挙に対して抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求める。

以上、決議する。令和4年3月11日、広島県豊田郡大崎上島町議会。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略します。

これより発議第3号ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議案を採決いたします。

この採決は起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（信谷俊樹君） 起立全員と認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり決定されました。

お諮りします。

議案調査及び委員会審査のため、3月12日から3月21日までの10日間休会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、3月12日から3月21日までの10日間休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時10分 散会